

南島原市建設コンサルタント等業務の予定価格等の決定等に係る事務処理要綱

平成29年3月31日 28南管財第481号

(目的)

第1条 この要綱は、南島原市が発注する建設コンサルタント等業務（以下「コンサル業務」という。）の入札の透明性と公正性を図るため、予定価格等の決定に係る事務処理手続におけるランダム化等に関し必要な事項を定めるものである。

(対象業務)

第2条 この要綱は、南島原市が発注するコンサル業務で競争入札に付するもの（以下「対象業務」という。）に適用する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額 対象業務において設計書、仕様書等によって算定された当該対象業務に要する費用の総額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (2) 予定価格 南島原市契約規則（平成18年南島原市規則第44号。以下「規則」という。）第6条の予定価格をいう。
- (3) 最低制限価格 規則第7条の最低制限価格をいう。
- (4) 最低制限設計価格 設計金額に100分の75を乗じて得られる額をいう。
- (5) 予定価格等 予定価格及び最低制限価格をいう。
- (6) ランダム化 次条に規定する方法により予定価格等を算定することをいう。

(ランダム化の方法)

第4条 予定価格等を決定する者（以下「予定価格等決定者」という。）は、市長又は南島原市事務決裁規程（平成18年南島原市訓令第3号）第4条及び別表第1の規定により予定価格の決定権者となる者とする。

- 2 予定価格等決定者は、入札（開札）日時までに、設計金額に、0.999以上1.000以下の範囲内の数値の中から電子計算機等（以下「パソコン等」という。）を用いて無作為に選択した数値（以下「ランダム係数（甲）」といふ。）を乗じて得られる額を予定価格として決定するものとする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 予定価格等決定者は、入札（開札）日時までに、最低制限設計価格に、0.999以上1.001以下の範囲内の数値の中からパソコン等を用いて無作為に選択した数値（以下「ランダム係数（乙）」といふ。）を乗じて得られる額を最低制限価格として決定するものとする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 予定価格等決定者は、前2項に規定する方法で予定価格等を決定したときは、当該予定価格等を、南島原市建設工事執行規則（平成18年南島原市規則第45号）第4条の規定に基づき保管するものとする。
- 5 予定価格等は、開札後、口頭又は入札結果表等により公表するものとする。ただし、入札が不調となった場合は、公表しないものとする。
- 6 設計金額、最低制限設計価格、ランダム係数（甲）及びランダム係数（乙）は、公表しないものとする。

(ランダム化の告知)

第5条 市長は、あらかじめ、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われることを次の各号に定めるところにより告知した上で、入札書の提出を求めるものとする。

- (1) 一般競争入札 入札公告に記載する。
- (2) 指名競争入札 入札執行通知書（南島原市建設工事執行規則第6条の入札執行通知書をいう。）に記載する。

(入札回数)

第6条 ランダム化を行った入札における入札回数は、1回限りとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札を公告し、又は入札の執行を通知するコンサル業務から適用する。